地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 﨑 勝

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 酉 田 智 男

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査及び指定管理者監査
- 2 監査実施日 平成25年11月1日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

## 4 監査の対象及び結果

4 監査の対象及の指末		
団 体 名	対 象	監査結果
		補助金に係る事業は目的に沿って行わ
	平成 24 年度	れ、その経理事務についてはおおむね適正
	地域福祉指導員設置費補助金等	に執行されたものと認められたが、次のと
	15, 486, 000 円	おり指摘事項が見受けられた。
		<ul><li>地区社協活動保険料補助金の不用額を地</li></ul>
社会福祉法人	平成 24 年度	区社協活動費補助金の対象事業に充当して
足利市社会福祉	こども発達支援センター運営事	いた。
協議会	業補助金	・補助事業の名称及び内容が一致しない等、
	16, 000, 000 円	交付申請書と実績報告書が符号しなかっ
		た。
	平成 24 年度	事業は目的に沿って運営管理され、その
	にしこども館指定管理料	経理事務についてもおおむね適正に執行さ
	15, 210, 000 円	れたものと認められた。

## 5 意見・要望

足利市社会福祉協議会への補助金の交付に当たっては、対象経費や補助金額等を明確にする等、補助事業執行の適切な指導をするとともに、補助金に関する書類の十分な確認を図られたい。